

令和5年度

高等部生活指導規則

鹿児島県立鹿児島聾学校

高等部

I 高等部生徒の心得

- 1 高等部の生徒は、本校の最上級生であることを常に自覚して、学業と技能の習得に専念しよう。
- 2 規律ある明朗な校風を樹立するため、小学部・中学部の児童・生徒の模範となるよう努めよう。
- 3 自主自立の生活態度を身に付けるため、この規則に示された事項について積極的に熱意をもって実践し、本校生徒としての誇りと自覚の基に行動しよう。

II 学校内外の生活における注意事項

社会生活に様々な決まりがあるように、学校生活にも周囲の人たちとお互いに学習や生活しやすい環境を作るための色々なルールがあります。以下に掲げる項目は、高等部生として守ってもらいたい事柄です。内容をよく理解して、決まりを守り、一人一人の生徒が充実した学校生活を送れるよう努力してください。

1 校内生活

(1) 登下校

- ・ 自転車及び単車等での通学は、禁止とする。

(2) 下校時間（通年） 課外活動終了17時50分（下校時間18時）

2 服装等について

冬服・合服・夏服は本校所定の制服を着用する。

(1) 男子服装

冬服：学校指定の黒の学生服

冬服の中は、白シャツであること。（色物のシャツは認めない）

合服：白シャツに学生ズボン。半袖も認める。長袖の袖をまくる場合はきれいに折りたたみまくること。

夏服：半袖シャツ，学生ズボン

(2) 女子服装

冬服：学校指定のセーラー服。黒の三角ネクタイをつける。

スカートはひざが隠れること。

上着の中にセーターを着用する場合、黒・紺・茶系統・白などのVネックなどとし、制服から襟や裾、袖がはみださないようにすること。

（タートルネックのもの・パーカーは認めない）

合服：白の長袖ブラウス，冬のジャンパースカートまたは夏の胴スカート

紺の紐ネクタイ ※R3年度入学生より，腰スカートへ変更。

夏服：半袖ブラウス，夏の胴スカート。

※ 男女ともインナーは白・黒・紺とする。（バックプリントがあるものは認めない）

※ 儀式や就職試験等，正装が求められる場面では，白い肌着及び白い靴下を着用すること。

※ 制服には、男女とも校章を所定の位置につけること。

※ 科章は、令和3年度から廃止。

(3) 着用期間

冬服：11月～4月 夏服：6月～9月 合服：4月と10月

※ 以上の期間をめどとし、具体的な月日は、気候等を考慮してその都度指示する。

また、合服期間は気候により夏服、冬服の着用を認める。

(4) 体育服

- ・ジャージ（上着・ズボン）

指定のものを着用する。

- ・半袖シャツ

男女とも指定のものを着用する。

- ・ショートパンツ

男女とも指定のものを着用する。

(5) 靴について

- ・原則として白色のものを使用する。（ミドルカット・ハイカットは禁止）

- ・黒の革靴（ローファー）を使用してもよい。

(6) 靴下について

男子：原則として、一般的な白色の靴下または黒・紺・灰色の無地でくるぶしが完全に隠れる長さとする。（ワンポイント可）

女子：黒のストッキング・タイツを着用している場合のみ、黒色の靴下も認める。

（ルーズソックスは禁止。）

(7) 防寒着について

コート等上着類：登下校中の気候や体調等に合わせて着用し、校内では脱ぐ。女子生徒がセーラー服の上から上着類を着る場合は、担任の承諾を得て着用する。着用するものはカーディガンとし、色は黒とする。

マフラー・手袋：着用は登下校時のみ認め、校内では外す。色などについては極端に派手でないものとする。

(8) 頭 髪 ※専攻科については別途規定あり

男子：高校生らしく（目や耳に掛からない程度）、清潔な髪型とし、極端な髪型（長髪、パーマ、リーゼント、着色、脱色など）はしない。

女子：高校生らしい清潔な髪型とし、極端な髪型（パーマ、着色、脱色など）はしない。髪の長さは襟首までが好ましいが、これより長いときには低い位置で束ねる。

(9) 眉そり・眉抜きは認めない。

(10) アクセサリーについて

ピアス：穴を開ける行為や、透明プラスチック及び金属のピアスの装用を禁止する。

その他：その他のアクセサリー（指輪・イヤリング・ネックレス・ブレスレット・アンクレット・ミサンガ等）についても同様に禁止する。

(11) カバン

通学用カバンは、R2年度以降の入学生においては、指定リュックとする。それ以前の入学生は、革の学生カバン（手提げ）とする。（専攻科は高等部に準ずる）

(12) 補助バッグ

第一補助バッグの型は、R2年度以降の入学生においては手提げバッグとする。それ以前の入学生は、リュック式バッグとする。色は、黒・紺で、原則として無地とする。

※リュック式とする理由

交通事故等、安全上行動の妨げにならない。また、遠足等、他の機会に使用できる。

(13) 携帯電話持込許可について

① 携帯電話持込許可について

- ・ 携帯電話については、学校としてはあくまでも緊急連絡用として、電話やメール機能のみを使うという前提で持込の許可をする。

なお、携帯電話の購入、使用については、保護者の全責任のもと使用すること。

- ・ 犯罪、トラブル等に巻き込まれることを防ぐために、必ず携帯電話各社とフィルタリングの契約をする。フィルタリング契約のない携帯電話については持込の許可をしない。（許可申請書とともにフィルタリングの証明となる資料を提出すること。）

- ・ メールやネット等で他人の誹謗中傷や個人情報に関する書き込みが認められた場合は、携帯電話の持込許可を取り消す。

- ・ 携帯電話持込許可願の内容を熟読の上、提出すること。

② 携帯電話持込許可願

- ・ 別紙において携帯電話持込許可願を記入し、提出すること。

(14) ストレートパーマについて

許可制とする。保護者が許可承諾書に理由を明記して担任へ提出し、学部主事・生活指導係及び担任で審議し、高等部職員会議の議を経て、校長の許可を得るものとする。

(15) アルバイトについて

アルバイトについては、未成年者で事故等も心配されるので、特に下記の条件を必要とする。

〈アルバイトの許可条件〉

- ・ 目的・理由がはっきりし、適当と認められること。
- ・ 勤労意欲や技術の向上、卒業後の就労につながる機会にすること。
- ・ 宿題等は必ず行い、学校生活に影響が出ないようにすること。
- ・ 定期考査1週間前と定期考査中は、アルバイトはしないこと。
- ・ アルバイトの期間は、長期休業中の2/3を超えない日数とすること。（夏休みであれば約25日）
- ・ アルバイトの時間は、土、日、祝日と長期休業中の原則8：00～16：00とする。学校行事や補習等を優先すること。
- ・ 危険なアルバイトは、しないこと。
- ・ アルバイト終了後は、速やかに帰宅すること。
- ・ 気持ちや服装の乱れなど生活指導規則に触れるような言動がみられたときは、許可を取り消す。
- ・ アルバイト及び行き帰りの交通安全等については、保護者が責任を負うこと。